

「久慈川河川整備計画（骨子）」について、
関係県市村からいただいたご意見

① 第1回久慈川河川整備計画行政連絡会議 議事録

② 第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議 議事録

国土交通省関東地方整備局

第 1 回久慈川河川整備計画行政連絡会議

1. 開会

○常陸河川国道事務所 副所長

皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、大変ありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、皆様お集まりですので、ただいまより久慈川河川整備計画行政連絡会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、常陸河川国道事務所副所長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お手元に配付しております資料のご確認をさせていただきます。

最初に資料目録、議事次第、名簿、座席表、資料が 1 から 3 ですが、資料－ 1 久慈川河川整備計画関係県会議規約（案）、資料－ 2 久慈川の現状と課題、資料－ 3 当面の進め方、参考資料－ 1 河川法（抜粋）、参考資料－ 2 久慈川水系河川整備基本方針。

以上でございます。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

2. 規約について

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、最初に、本会議の規約につきましてお諮りさせていただきたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

皆様にお配りしております資料－ 1 をご覧いただきたいと思います。

読み上げさせていただきます。

久慈川河川整備計画行政連絡会議規約。

（名称）

第1条 本会は、「久慈川河川整備計画行政連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、久慈川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定主体である。国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県市村において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、別紙で構成される。

2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。

3 関係県市村は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。

4 関係県市村は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

（情報公開）

第4条 会議は、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

（規約の改定）

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

以下、附則になっております。

○常陸河川国道事務所 副所長

ただいまありました久慈川河川整備計画行政連絡会議規約（案）についてご異議等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、異議なしということで、規約につきましては原案どおりで、案をとらせていただきます。

また、情報公開についてですが、規約第4条で、公開方法については本会議で定めることとしております。

公開につきましては、一般および報道機関に本会場で傍聴していただこうと考えております。

また、会議で使用した資料につきましては、会議に諮らせていただき、会議終了後にホームページにアップさせていただこうと考えております。

情報公開の手法につきましてご異議等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、ご了承いただいたということで、規約に沿って運営することといたします。

それでは、これから、報道機関・一般傍聴の皆様に入室いただきたいと思いますので、このまましばらくお待ちいただきたいと思います。

(報道機関・一般傍聴者入室)

○常陸河川国道事務所 副所長

皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

先ほど構成員の皆様と規約につきまして決めましたので、引き続き久慈川河川整備計画行政連絡会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、常陸河川国道事務所副所長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、報道機関の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、本日のご出席者のご紹介をいたします。

茨城県土木部河川課長、横田様。

○茨城県土木部河川課長

よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

日立市副市長、横山様。

○日立市副市長

よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

常陸太田市副市長、宮田様。

○常陸太田市副市長

はい、宮田でございます。よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

常陸大宮市副市長、綿引様。本日は代理の出席で、経済建設部次長、大貫様。

○常陸大宮市副市長（代理）

大貫でございます。よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

那珂市副市長、宮本様。本日は代理の出席で建設部長、小泉様。

○那珂市副市長（代理）

小泉です。よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

東海村副村長、萩谷様。

○東海村副村長

萩谷でございます。よろしくお願いします。

○常陸河川国道事務所 副所長

続きまして関東地方整備局でございますが、河川調査官、高橋。

○河川調査官

高橋です。よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

常陸河川国道河川事務所長、八尋。

○常陸河川国道事務所 所長

八尋でございます。よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

常陸河川国道事務所調査第一課長、和田です。

○調査第一課長

和田と申します。よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

最後になりますが、私、副所長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いします。

取材および一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴にあたっての注意事項に沿って、適切に取材および傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

3. 挨拶

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、国土交通省関東地方整備局河川調査官、高橋よりご挨拶申し上げます。

○河川調査官

本日は、ご多忙の中、第1回久慈川河川整備計画行政連絡会議にご出席いただき、ありがとうございます。

この久慈川では、平成20年に久慈川水系河川整備基本方針が定められ、その後、今後20年から30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

国土交通省関東地方整備局では、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県市村において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「久慈川河川整備計画行政連絡会議」を設置することといたしました。

本日は、久慈川の現状と課題と当面の進め方についてをお示しいたします。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力のほど、お願いいたします。

(カメラ退室)

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、議事を進めたいと思います。

議事次第に沿って進めさせていただきます。

4. 久慈川の現状と課題

○常陸河川国道事務所 副所長

議事次第4と5、久慈川の現状と課題について、当面の進め方についてご説明します。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

皆様にお配りしております資料－２久慈川の現状と課題の資料を用いまして、ご説明いたします。

資料－２を１枚めくっていただきまして、１ページ目でございます。

流域の諸元、降雨・地形特性等ということで、左の図にございますように、久慈川は福島県、茨城県、栃木県の３県の境界に位置する八溝山を源に発して、奥久慈溪谷を経て、下流部の氾濫原において山田川、里川をあわせて太平洋に注ぐ一級河川となっております。幹川の流路延長は約124キロメートル、流域面積につきましては1,490平方キロメートルでございます。

地形の特性といたしましては、流域の約80％は八溝山地と阿武隈山地による山地・丘陵地が占めておりまして、約20％が台地・低地の平野部となっております。

地質の特性といたしましては、阿武隈山地のほうは、火山活動で変成岩となった地質でして、左側の八溝山地のほうは、泥や砂が堆積した砂礫岩が多くあります。中央に棚倉破碎帯という日本海から太平洋に伸びる破碎帯がございまして、この破碎帯に沿って山田川、里川が流れています。

右の図、降雨の特性でございますが、流域の年平均降水量は約1,300ミリメートルとなっております。全国平均である1,700ミリメートルと比べて少なくなっております。

降雨の量に関しましては、梅雨時期から台風時期に多く、６月から９月の４ヶ月で年降水量の約50％を占めております。

２ページ目でございます。

氾濫域の概要ということで、久慈川の下流部には、中核都市である常陸太田市、北関東屈指の工業地帯と国際貿易港を有する日立市、日本で初めて原子力発電所に灯がともされた東海村が位置しております。

下の図は、想定最大規模降雨による洪水で氾濫が想定される区域を示しているものになりますが、下の那珂台地と上の阿武隈山地の丘陵地の間に形成されている沖積平野の中で氾濫が想定されておりまして、流域の社会基盤を支える重要な地域で浸水に対して大きな被害が懸念されております。

続きまして、３ページでございます。

自然環境の概要について、左下の図でございますが、河川の区分ということで、平成20年に策定した河川整備基本方針では、上流部・中流部・下流部に河川を区分しております。

て、このうち、直轄区間は下流部にございます。河川整備計画では、それをさらに3つに分けて、その3つの状況を右下の写真で示しているところでございます。

まず、直轄区間の最上流部、辰ノ口地先から門部地先までの区間においては、礫河原を中心とした河川となっておりまして、瀬と淵が存在し、礫河原では、カワラハハコ等の植物が生息しています。

その下流の門部地先から亀下地先までの区間、里川、山田川においては、粒径が小さな砂礫砂州の瀬と淵が連続しており、アユ等の生息場になっております。また水際部では湿性植物のタコノアシが生育しております。

最後、亀下地先から河口までの区間においては汽水域となっており、汽水域を好む生物が多く生息している環境となっております。

続きまして、4ページでございます。

久慈川の河川空間の利用の概要について、中上流部では、恵まれた自然環境を背景に、釣りやイベント等に多くの方が訪れているところでございます。

また、下流部では、サイクリングロードやグラウンド、親水公園が整備されておりまして、スポーツやレクリエーション、地域の憩いの場として、多目的に利用されてございます。

左上の図でございますが、河川利用実態調査によりますと、散策を楽しむ方が多く、堤防や高水敷の利用が多くなっております。また、利用者も増えております。

続きまして、5ページでございます。

久慈川の水環境（水質）の概要について、直轄区間である久慈川・山田川・里川の水環境基準の類型指定は、すべてA類型となっております。現状では全川で環境基準を満足しておりまして、水質は良好となっております。

右の図でございますが、赤の線の環境基準A類型の2ミリグラム／リットルに対して、現況の基準点での水質はすべて赤の線を下回っており、良好な水質が維持されている状況でございます。

続きまして、6ページでございます。

久慈川流域の史跡・名勝・天然記念物について、久慈川の流域において、多くの史跡や天然記念物が点在しております。上流部では、三大名瀑の一つである袋田の滝、下流部の常陸太田市においては、水戸光圀の隠居所である西山荘等がございます。

続きまして7ページ以降は、久慈川における主な洪水とこれまでの治水対策をまとめさ

せていただいております。

久慈川における治水対策でございますが、大正9年10月の大洪水を契機に、久慈川を直轄区間に編入いたしまして、昭和13年に久慈川改修計画を策定したのが始まりでございます。昭和22年9月のカスリーン台風を契機に、昭和28年に久慈川改修改訂計画を策定いたしまして、直轄区間の中流部の改修に着手しております。

また、昭和36年6月の洪水を契機に、昭和38年に久慈川改修計画を策定しております。

さらに、昭和41年には久慈川水系工事実施基本計画を策定いたしまして、既往の出水状況と流域内の開発状況を鑑みまして、治水安全度を100分の1に計画いたしました。

平成20年3月に久慈川水系河川整備基本方針を策定いたしまして、今回議論していただく久慈川水系河川整備計画につながってまいります。

右の写真にございますが、近年の大きな災害では、山方地点で戦後最大流量を記録した、昭和61年8月洪水が最も多くの被害が出ておりまして、このときの浸水被害は、床上浸水290戸、床下浸水465戸を記録しております。

8ページは、近年の主な治水対策についてまとめております。

昭和61年8月洪水で大きな被害が発生したことをうけまして、下流部の東海築堤を完成させました。また、堤防の決壊の被害のあった中流部の門部地区、また、直轄区間の上流のところでございますが、無堤部のために浸水被害のあった花房地区に堤防を整備いたしました。

また支川の山田川の最上流部になりますが、平成15年度から平成19年度にかけて、東連地地区において輪中堤の整備と宅地嵩上げを実施いたしました。現在は、上流の辰ノ口の築堤整備を実施しておりまして、また、下流の里川との合流点のところで、流下能力が低くなっている堅磐地区において河道掘削を実施しております。

続きまして9ページでございます。

こちらは、平成20年に策定いたしました河川整備基本方針の概要を示しております。

基本方針におきましては、年超過確率100分の1、これは毎年1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が100分の1ということで、この洪水を安全に流下させることを最終的な目標としてございます。

また、基本方針の主な記載として、3つございますが、「沿川地域を洪水から防御するため、河道や沿川の状況等を踏まえ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる。」、「そのため、流域の豊かな自然環境、河川景観の保全等にも十分に配慮しながら、

堤防の新設・引堤・拡築、河道掘削、樹木伐開等により河積を増大させるとともに水衝部等には護岸等を整備する。」「また、治水対策を早期かつ効率的に進めるために連続した堤防による洪水防御だけでなく、輪中堤や宅地の嵩上げ、二線堤等の対策を検討の上、実施する。」と記載されております。

河川整備基本方針における計画高水流量でございますが、上流の山方地点においては4,000トンとなっております。支川からの流入量を合わせた山田川との合流点の額田では4,900トン、榑橋では6,000トンとなっております。河口まで同流量で流下させるような計画となっております。

また、河川整備基本方針に記載されている河道掘削等による河積確保の考え方でございますが、「河道の安定・維持、アユ・サケ等の多様な動植物が生息する良好な河川環境、河川景観等に配慮しながら計画的に実施する。」とされています。

また、河道内の樹木については、「樹木による阻害が洪水位に与える影響を十分に把握し、環境に配慮しつつ、伐開等の適正な管理を実施する。」とされています。水害防備林として残す樹木につきましては、その治水機能や、本来、久慈川の景観を形成している要素としての価値を考慮し、流水の阻害をきたさないよう、地域と協働した適切な管理を実施するとされています。

右側の図は、河川整備基本方針検討小委員会資料を抜粋しておりますが、たとえば、「洪水の流下に支障となるような水害防備林については伐開する。」、ただ、「洪水の流下に支障を与えないような水害防備林については、できる限り保全する。」という考え方が示されております。

また、河道掘削にあたっては、砂州やアユ等の産卵場の保全に配慮し、掘削高は平水位以上相当とし、むやみに河床を掘らないような形での掘削を行うという考え方が示されております。

これらを踏まえて、今回の河川整備計画を策定して参ります。

続きまして、10ページでございます。ここからは現状と課題を項目ごとに整理しております。

まず治水の現状と課題といたしまして、堤防の整備状況を示しております。

平成27年度末現在、堤防の完成延長は22.6キロメートル、全体の23%となっております。今後、整備が必要な堤防延長は、61.5キロメートル、全体の63%となっております。

下の図で、黒の線は、計画断面が確保されている堤防、赤の線は、幅や高さの不足等で

断面が不足している堤防、緑の線は、山が迫っていて、堤防の整備が不必要な区間を示しております。

これをみていただきますと、本川の上流部や里川の上流部におきましては、まだ堤防未整備区間が残っておりますし、それ以外の区間においても、堤防はおおむね完成しているのですが、高さまたは断面が不足している区間が多い状況となっております。

続きまして11ページでございます。

こちらも治水の現状の課題ということで、河道掘削の状況を示しております。

現在、河道掘削を事業中である堅磐地区は、支川の里川が合流する地点でございますが、川幅が狭く、下流部の中では最も流下能力が不足しております。

この地区においては、サギの営巣地でもあることから、それが極力保全されるように、メダケ等の樹木群が成立する州を中州として残して、高水敷を100メートル幅で、平水位程度の高さで平坦に掘削しており、図ではオレンジ色で示した、保全する樹木の隣で、堅磐の河道掘削を実施しております。平坦に掘削しておりますので、中小出水が起きると、平坦面に凹凸が形成されまして、そこで水たまりができて、湿性環境を創造する、環境に配慮した掘削となっております。

改修の効果を図で示させていただいておりますが、昨年、平成27年7月台風11号では、この地区において、2年に1回程度の洪水が発生いたしました。このときは、河道掘削を実施したところに水が流れた後、凹凸が形成されて水面が残りました。その結果、掘った直後は植生はなかったのですが、残った水面に湿性植物が繁茂いたしまして、重要種であるタコノアシが生育し、そこに住む生き物を目当てに、サギ・カモ・ハマシギ等の鳥類の飛来を確認しております。

また治水の効果といたしましては、このときはあまり大きな洪水ではなく、限定的な効果でございましたが、約20～30センチメートルの水位低減効果も得られております。

課題といたしまして、引き続き、治水面や環境面の整備効果をモニタリングしながら、得られた知見をもとに洪水を安全に流下させ、良好な湿性環境を創造する河道掘削を進める必要があると考えております。

続きまして12ページでございます。

治水の現状と課題ということで、減災・危機管理対策について示しております。

皆様ご承知のとおり、国土交通省では、平成27年9月の関東・東北豪雨を踏まえまして、水防災意識社会再構築ビジョンを策定いたしました。

久慈川・那珂川におきましても、今後5年間で重点的に水防災意識社会の再構築をする取り組みを行うこととしておりまして、減災のための目標を関係機関で協議いたしまして、ハード・ソフト対策を一体的に推進するために、今年の6月に河川管理者・県・市町村からなる減災対策協議会を設置させていただきました。

国におきましては、今後5年間で洪水を安全に流すためのハード対策として、浸透に対する安全性を確保する対策や、危機管理型ハード対策として、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策等を実施する予定でございます。

今後、関係機関が協働しまして、住民が自らリスクを察知して主体的に避難できるよう、より実効性のある住民目線のソフト対策へ転換し、重点的に実施するため、議論を進めていくところでございます。

続きまして13ページでございます。利水の現状と課題をまとめております。

久慈川におきましては、農業用水をはじめとして、水道用水、工業用水等、大量に水利用が行われているところでございます。

一方で近年渇水傾向が頻発しており、平成以降でも11回渇水になっておりまして、特に春先においては、農業用水等の取水量も多く、下流部では、塩水が遡上してしまう現象が見られています。

このため、水道用水を取水する日立市水道では、渇水時に塩水遡上による取水停止を避けるため、土堰堤の設置を行っております。こういった対応が必要な状況であることを利水の課題としております。

14ページにまいります。

14ページからは河川環境の現状と課題ということで、まず、自然環境（瀬・淵の保全・礫河原の保全）をまとめております。

まず、瀬・淵の保全に関して、久慈川は全国有数の天然アユの遡上河川であり、現状でも良好な瀬・淵が維持されており、アユ・サケの産卵場も広い範囲で確認されています。

河川別のアユの漁獲量では、平成18年度時点では、久慈川は那珂川に次いで2位となっています。また、久慈川の全川の中で、濃い青で示したのが淵、水色で示したのが早瀬ということで、全川にわたってアユが好むような環境があります。産卵場についても、全川にわたって存在するため、河川整備にあたっては、アユ・サケの産卵・生育に影響を与えないよう、瀬や淵の保全に配慮する必要があると考えております。

続きまして、礫河原の保全に関しては、平成12年当時においては礫河原であったところ

に、植生が徐々に侵入してきているという現状がございます。

特に礫河原に侵入する代表的な外来種であるシナダレスズメガヤ群落は、平成19年まではほとんど見られなかったのですが、平成24年の調査においては、面積が急増しており、今後の増加が懸念されているところでございます。

続きまして15ページでございます。

こちら、河川環境の現状と課題のうち、自然環境の中の湿性環境の保全、また、竹林の管理ということをまとめております。

まず、湿性植物の保全に関しては、久慈川の植物の中では、湿性環境に依存する植物の確認種数が減少しているという現状がございます。

これに対して、湿性植物の生息場が創出されることを期待して、湿地環境等の水辺環境の再生に配慮する必要があると考えております。

また竹林の管理に関しては、久慈川の竹林は、もともと水害防備保安林として整備された歴史をもっておりまして、久慈川を代表する景観となっております。

近年、組合による管理や利用が減少したため、竹林の範囲が拡大してきておりまして、竹林の拡大を防ぐために対策も実施しているところでございます。

右の絵を見ていただきますと、竹林の範囲の拡大ということで、平成14年度、赤で示した竹林の面積が、平成24年度、10年たちますと拡大しているという現状でございます。

このため、河川整備にあたっては、竹林が水害防備保安林として整備された歴史的背景や、久慈川を代表する景観であることに配慮しながら、対策をしていくということを課題としております。

続きまして、河川環境の現状と課題のうち河川の利用・地域の連携をまとめております。

先ほど申し上げましたとおり、直轄区間の下流部におきましては広い高水敷にグラウンドや親水公園があり、堤防ではサイクリングロードとして利用されております。また、スポーツやレクリエーション、憩いの場として、地域の人々に広く利用されているという現状がございます。

一方で、久慈川は不法投棄による粗大ゴミが多く確認されておりまして、河川利用上の課題ともなっております。現状では、不法投棄に対して、注意看板の設置等により対処しているところでございます。

また、地域連携による維持管理としては、久慈川・那珂川クリーン作戦として、毎年、久慈川・那珂川沿江市町村と一体となって、沿川住民、河川利用者、各種ボランティア団

体等の清掃活動をとおして、河川の環境美化、愛護意識ならびに水質保全に対する一層の意識向上を目指しています。

東海村にあります「東海水辺プラザ」の整備においては、東海村との「かわまちづくり」により、河川空間とまち空間との融合が図られており、川を拠点とした広域的な地域連携の効果が発揮されているところでございます。

また、河川協力団体の活動といたしまして、現在、河川協力団体に指定されている「茨城生物の会」により、郷土茨城の生物の調査研究、生物研究者の交流、自然観察会等をとおして、自然への関心・理解を深めていただくような活動をおこなっていただいているところでございます。

17ページでございます。

今後取り組むべき課題 気候変動でございます。

年最大日降水量を100年後と今で比較すると、関東地方では1.1倍に増加するとされており、降水量の変化にともないまして、治水安全度を今の計画で100分の1としているものが、50分の1まで低下してしまうことが予想されております。

気候変動等の影響で、全国各地で水災害が激化・頻発化しているとともに、都市における地下空間の拡大等の都市構造の変化、低平地への人口・資産集積化等が進んでいることから、全国各地で大規模災害が発生する可能性が高まっております。

現状と課題については、以上でございます。

5. 当面の進め方について

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

続きまして、「資料3 当面の進め方」についてご説明いたします。

今回、行政連絡会議を開催させていただきましたが、その後、平成28年7月27日、来週でございますが、久慈川河川整備計画有識者会議を開催させていただきたいと考えております。

この趣旨としましては、国土交通省関東地方整備局長が久慈川水系河川整備計画（案）を策定するにあたり、河川法の趣旨に基づきまして、学識経験を有する者の意見を聞く場として設置させていただきます。

日時は、7月27日、場所は、茨城県薬師寺会館3階大会議室でございます。内容につき

ましては、本日お話をさせていただきました久慈川の現状と課題でございます。また、委員につきましては裏面でございますとおり、8名の委員の皆様にご議論いただく予定です。

説明は以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ただいま、資料－2久慈川の現状と課題、資料－3当面の進め方をご説明させていただきましたが、これにつきまして、茨城県さん、何かございますでしょうか。

○茨城県 河川課長

では私からお願いをさせていただきたいと思います。

最初に久慈川の治水対策につきましては、昭和61年の大水害を契機としまして、県内におきまして、これまで堤防の整備等を着実に進めていただきましてまことにありがとうございます。

まず現状と課題につきまして、4点ほどお願いといたしますか、ご意見を述べさせていただきます。

1点目につきましては、治水対策でございます。

久慈川につきましては震災による広域沈下の影響もございまして、整備率が23%と大変低い状況となっております。治水対策の推進につきましては、県民の安心・安全を確保するうえで大変重要でございます。このため、事業が進められております常陸太田市堅磐地区の河道掘削や常陸大宮市辰ノ口地区の堤防整備等につきまして、引き続き、着実に進めていただき、早期完成を図っていただくようお願いいたします。

2点目につきましては、津波・高潮対策でございます。

東日本大震災がおきまして、茨城県としましては、海岸および県北部の二級河川の河口部等におきまして、津波・高潮対策護岸の嵩上げ等の事業を進めているところでございます。

久慈川におきましても、先の震災の際には津波の遡上が確認されておりますので、津波・高潮対策につきまして、今回の河川整備計画に盛り込んでいただくようお願いいたします。

3点目につきましては、施設の維持管理でございます。

公共土木施設におきましては、高度成長期時代に大量に生成されました施設の老朽化が

進み、今後、維持管理・更新のピークを迎えることが想定されております。各施設の持つ機能が十分発揮できるよう、適切に維持管理・更新を行い、その安全を確保することは大変重要でございます。

河川管理施設につきましても施設の機能確保と併せ、維持管理等のトータルコストの縮減・平準化を図れるよう、計画的な維持管理について実施いただきますようお願いいたします。

4点目といたしまして、気候変動への対応でございます。

久慈川は山田川合流点下流部に市街地が広がっております。特に、里川合流点下流の常陸太田市、日立市に人口が集中していることから、氾濫した場合、きわめて甚大な被害となります。計画的な河川整備を進めるためにも、一刻も早い整備計画の策定をお願いいたします。

また当面の進め方について、1点お願いしたいと思います。

整備計画をつくるにあたりましては、地元の市町村の意見が大変重要でございます。地元の市町村の意見を聞く機会につきましては、市町村への十分な説明を聞く時間をより一層確保していただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、日立市さん、なにかご発言等ございますでしょうか。

○日立市 副市長

特に意見ということではございませんが、私ども日立市は久慈川の終結部にございまして、太平洋に注ぐ河口部であるということで、現況を話しますと、今、地元の住民の方の要望にこたえていただきまして、常磐線の下ところに菜の花畑をつくらせていただきまして、あらためてお礼を申し上げておきたいと思います。春になりますと、そこに菜の花が非常に見事に咲いておりまして、常磐線で東京方面から来ると、新しい日立のメルクマールといいますか、川を渡って菜の花を見て、日立に入ったなということで、非常に注目されているところでございます。

また、最近、河口付近でジェットスキー等も行われておりまして、久慈川がレクリエ

ーションに十分活用されているのかなといったことも考えております。

ただ、こういった住民に親しまれることの根幹は、治水事業によりまして、安全が確保されるということが最低限の条件だと思いますので、現在、日立市内ではほとんどが暫定堤でございますので、引き続き、計画的に整備を推進していただきたいというのが1つの要望でございます。

また、資料の中にもございましたが、大震災以降、毎年のように取水口に塩分が入ってくるということで、私どもの市の職員自らが土堰堤を築いているということで、結構な労力を使っております。なかなか対策は難しいと思うのですが、これから学識経験者の方等との会議があるということですので、なにか恒久的な対策があればということで、研究を進めていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして常陸太田市さん、お願いいたします。

○常陸太田市 副市長

常陸太田市でございます。ありがとうございます。

今回いただいた資料の2ページに、氾濫域の概要ということで、我が常陸太田市にとりましては大変ショッキングなデータが出ております。鯨が丘というところに元中心地があったのですが、里川のエリアのほうに中心市街地が移行しつつあります。そのような中で、このようなマップが出てきてしまうと、我々市民としては、どうなのかなということを考えてしまいます。

それから、細かいところから大雑把といっでは何ですが、5～10メートルと非常に高めの浸水域になっているということで、我々も今後、ハザードマップの見直し等をやっているかなくてはいけないと思っておりますが、今回、新たな整備計画を立てられる際には、この辺は非常に人口が集中しておるところを十分鑑みていただいて、より効果のある堤防等の建設をお願いできたらと思っております。

それから、常陸太田市は支流が結構たくさん流れておりまして、特に山田川につきましては、雨が降ると側溝が増水になってしまふところが何カ所かございます。そのようなと

ころもこれから情報提供してまいりたいと思いますので、ぜひご検討をお願いできればと思います。

15ページのところですが、竹林が久慈川の氾濫を防いでいるということで、多分、計画的に、もしくは歴史的にこういうものができてきたのだろうと思います。景観上は仕方がないかなとももちろん思うのですが、これがほかのところに結構侵食してきているというか、かなり多めになってきているということで、周辺に住んでいる住民からは、環境上良くなかな、見た目も増えすぎかなという要望が出てきております。全部切っ飛ばえという乱暴なことをいうつもりはもちろんございませんが、適切な管理をお願いできればうれしいかなと思います。

以上2点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、常陸大宮市さん、何かございますでしょうか。

○常陸大宮市 経済建設部次長

常陸大宮市でございます。

今、久慈川の現状と課題ということでご説明をいただいたわけですが、今、常陸太田市さんからありましたように、常陸大宮市でも防備林としての竹林が久慈川にかなり点在してございます。今ありましたように、昔は管理組合等で管理できていたものが、竹の利用が少なくなっているということで、竹林がかなり点在してありますが、氾濫しているといったところでございますので、ぜひとも竹林の適正な整備をお願いしたいと思っております。

また、先ほど浸水被害の説明がありましたが、常陸大宮市につきましては、堤防の未整備の箇所がまだありますものですから、その整備促進をお願いしたいと思います。

また、ありましたように、地元の意見等も十分反映しながら行っていただきたいと考えております。

また、久慈川におきましては、アユ、サケの産卵の箇所が常陸大宮市でも何カ所か見受けられます。そういう自然環境にも配慮して、その産卵やアユ等を観光資源として生かせるような整備をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、那珂市さん、何かございますでしょうか。

○那珂市 建設部長

那珂市です。お世話になります。

10ページの治水の現状と課題の図面にありますように、那珂市のほとんどが断面不足と山付きの状況でございます。そういった中で、計画に基づいて、そういった堤防の早急な整備をお願いしたいというのと、10ページの絵にありますように、せっかく堤防があるにもかかわらず、流れがちょうど堤防にクロスしている部分があるので、局部的な河道掘削と、堤防に沿った流れにさせていただければありがたいかなと思います。

以上です。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、東海村さん、何かございますでしょうか

○東海村 副村長

東海村でございます

東海村からは2点ほど述べさせていただきます。

まず1点目ですが、先ほど、県の河川課長から話がありましたが、やはり津波・高潮対策について、何らかの形で言及していただければと思っております。

それから資料の4ページのが河川空間の利用の概要というところですが、先ほど日立市さんの方からも話がありましたが、河口部でジェットスキーやマリンスポーツ等も行われておりますので、そういった部分についても一言述べておいても良いのかなと考えてございます。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

それでは、常陸河川国道事務所より、ただいまいただきましたご発言に対しまして、発言をさせていただきたいと思います。

○常陸河川国道事務所 事務所長

常陸河川国道の八尋でございます。

本日は、大変お忙しい中、わざわざ事務所までお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

また、平素より、当事務所で進めております河川事業に多大なるご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、ただいま皆様より大変貴重なご意見等を賜ったところでございます。さまざまな観点から多様なご意見をいただいたわけですが、いくつか論点を整理しながら、事務所の考え方、現状認識等を述べさせていただきたいと思います。

まず、治水対策ということで、具体の堤防整備あるいは河道掘削といったことについて、すべての構成員の方から何らかの形でご発言いただいております。

治水対策につきましても、これまで、洪水に対しましては、氾濫域の資産の集積状況、土地の利用状況等を勘案しながら、堤防整備、河道掘削等を段階的かつ着実に実施してまいりました。

先ほど、完成堤の状況ということで説明させていただきましたが、県さんからもご発言がありましたとおり、東日本大震災により広域地盤沈下が生じた結果により、こういう数字になったところでございますが、震災前は、堤防整備率という指標にいたしますと、8割近いところまで進んでおったところでございます。

こういった過去の経緯や東日本大震災後この状況等を勘案しながら、河川整備計画の作成にあたってまいりたいと思いますが、その際には、現在実施中の事業を考慮しつつ、事業の位置づけを検討していくとともに、位置づけた事業が早期に実施できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、地震・津波・高潮対策につきまして、県さん、東海村さんからご発言ございました。これにつきましては、河川管理施設の被災等によって甚大な被害が生じないよう、必要な対策を検討してまいりたいと考えてございます。

また、利水の面、上水の取水ということで、日立市さんからご発言ございました。近年、久慈川は毎年のように渇水傾向にあり、今年も日立市さんのほうで土堰堤を設置していたところでございます。一時期、小規模な出水がありまして、流況が若干回復した場面もあったのですが、今週に入りまして、また厳しい状況になってまいりました。引き続き、土堰堤の設置あるいは補修がなされるかと考えてございますが、恒久的な対策がないか、研究を、ということでございました。全国的に見ますと、表面取水によって、取水停止の期間を少しでも短縮するといったことに取り組まれているところもございますので、そういった事例も参考にしながら、日立市さんの負担の軽減ができるというか、より適切な水の利用が図られるような形がとれないかということについて、日立市さんとともにご議論を深めていければと考えているところでございます。

続きまして、県さんから老朽化対策に関するご発言がございました。久慈川では、設置後40年を経過している水門・樋管等が約7割を占めているという現状にございます。今後、これらの河川管理施設は、引き続き、健全な状態で、機能を適切に維持していけるよう対処していかなければならないと認識しているところでございます。そのためには、改築更新時期の平準化を図りながら、効率的な維持管理を実施していく必要があると考えてございますので、こういった観点も河川整備計画に盛り込んでいければということで考えてございます。

また、常陸太田市さん、常陸大宮市さんから竹林の伐採の話がございました。この対応につきましましては、過去、樹林化が進行している箇所では、洪水の流下の阻害となっている樹木の伐採等を行ってきております。今後も、ご発言がございました景観面、環境面といったところにも配慮しつつ、適切な維持管理を実施していきたいと考えてございます。

続きまして、自然環境の保全、水辺空間の利用といった観点から、日立市さん、常陸大宮市さん、東海村さんからご発言がございました。この点に関しましては、これまでの流域の方々と久慈川の関わりを考慮しつつ、観光面といったご指摘がございました。そういったところにも配慮しながら、良好な河川景観や水質の保全、安全で秩序ある河川利用が図られるように対応してまいりたいと考えてございます。

また、県さんから、気候変動、地元への丁寧な説明というご意見を頂き、後者につきましては、常陸大宮市さんからもご指摘をいただいたところでございます。危機管理のハード対策といったものも勘案しながら、関係者との議論を深めながら、早期の整備計画策定に努めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも、このような場を含め、相互の立場を理解しつつ具体的な内容について議論を深めていき、その上で、河川整備計画の成案を得ていきたいと考えてございますので、引き続き、ご対応のほど、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○常陸河川国道事務所 副所長

常陸河川国道事務所の方からは以上でございますが、このほか追加で皆様からなにかあれば、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

6. 閉会

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、これをもちまして久慈川河川整備計画行政連絡会議を閉会させていただきます。

本日は、貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。

今後よろしくお願いいたします

— 了 —

②

第 2 回久慈川河川整備計画行政連絡会議

1. 開会

○常陸河川国道事務所 副所長

皆様、本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、常陸河川国道事務所副所長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりましたが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料のご確認をさせていただきます。

資料目録、議事次第、名簿、座席表、本会議の規約、資料－1久慈川河川整備計画(骨子)、資料－2久慈川河川整備計画(骨子)資料－1に行番号のみ追加した資料、資料－3当面の進め方、資料－4久慈川の現状と課題。

配付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

2. 挨拶

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川調査官、高橋よりご挨拶申し上げます。

マスコミ関係者の方は、係員の指示に従いカメラ撮りの位置にご移動ください。河川調査官の挨拶終了後につきましても、係員の指示に従っていただけますようお願いいたします。

それでは、河川調査官、お願いいたします。

○河川調査官

関東地方整備局で河川調査官をしております高橋と申します。お世話になります。

本日は、ご多忙の中、第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議にご出席いただきありがとうございます。

7月21日に第1回久慈川河川整備計画行政連絡会議を開催し、久慈川の現状と課題、当面の進め方をお示しいたしました。

その際にお示ししたとおり、その後7月27日に第1回久慈川河川整備計画有識者会議を開催したところです。

本日は、久慈川河川整備計画(骨子)と当面の進め方についてお示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に進みたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

3. 久慈川河川整備計画(骨子)

○常陸河川国道事務所 副所長

議事次第3について、事務局よりご説明いたします。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

常陸河川国道事務所調査第一課長をしております和田と申します。

それでは、着座にて資料のご説明をさせていただきます。

まず、河川整備計画の骨子についての説明についてですが、先に、資料ー4久慈川の現状と課題をご確認ください。

本資料は、7月21日の行政連絡会議、7月27日に開催した有識者会議で説明した資料を当日の意見を基に修正した資料です。

この説明は割愛させていただきますが、この資料をもとに、骨子を作成いたしました。

続きまして骨子は、資料－１と資料－２がございまして、同じ内容が書いてございます。資料－２は、資料－１に行番号のみ追加した資料になっています。今回の説明は、資料－２をもとにさせていただきます。

それでは、資料－２の１ページ目をめくっていただきまして、最初のページでございます。

目次となっております、大きく３つの内容で分けて整理させていただいております。

１つが河川整備計画の対象区間及び期間、２つ目が河川整備計画の目標に関する事項、３つ目が河川の整備の実施に関する事項、これらをこれからご説明させていただきます。

続きまして、２ページでございます。

河川整備計画の対象区間及び期間について記載しております。

まず、計画対象区間でございますが、図にございますように、久慈川の本川でいきますと、河口から辰ノ口堰上まで、里川につきましては、本川の合流点から里宮堰下まで、山田川につきましては、本川の合流点から芦間堰上まで、これらの延長計 47.8 キロの直轄区間が今回の計画対象区間としております。

続きまして、下段の計画対象期間でございます。

５行目でございますが、河川整備計画の計画対象期間は、おおむね 30 年間とします。

続きまして、６行目でございますが、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。

めくっていただきまして、３ページ目でございます。

ここからは、河川整備計画の目標に関する事項を記載させていただいております。

まず、最初に２行目でございます。

久慈川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。

３行目でございますが、久慈川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識に持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。

6 行目でございます。ここからは災害の発生の防止又は軽減に関する目標です。8 行目が河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関して、10 行目が河川環境の整備と保全に関して、12 行目が河川の維持管理に関して、それぞれ目標を記載してございます。

めくっていただきまして、4 ページ目でございます。

4 ページ目からは、河川整備計画の目標のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標について記載しております。

3 行目でございますが、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。

6 行目でございますが、洪水に対しては、河川整備計画の目標流量を基準地点山方において、戦後最大洪水である昭和 61 年 8 月洪水と同規模とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

8 行目でございますが、計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図ります。

また、10 行目でございますが、地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

続きまして、5 ページでございます。

5 ページは、河川整備計画の目標のうち、上段が河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標を記載しております。

3 行目でございます。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、山方地点においては、5 月 1 日から 9 月 10 日まではおおむね 10 トン、9 月 11 日から 4 月 30 日まではおおむね 3 トンを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を確保するよう努めます。

また、下段が河川環境の整備と保全に関する目標でございます。

6 行目でございます。

久慈川では、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を目指します。

8行目でございます。水質については、地域住民や関係機関と連携を図りながら、良好な水質の保全に努めます。

9行目でございます。

自然環境の保全と再生については、治水・利水・河川利用との調和を図りつつ、アユ・サケ等の生息・繁殖場となる瀬・淵が連続する良好な環境の保全に努めるとともに、河原固有の植物や鳥類等が生息・生育・繁殖する礫河原や湿生植物等の生育・繁殖場となる旧川跡地等の湿地環境の保全に努めます。

12行目でございます。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた久慈川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。

14行目、水面利用については、地域住民や関係地方公共団体と連携して安全で秩序ある利用に努めます。

15行目、良好な景観の維持・形成については、礫河原が広がる河川景観の保全に努めます。また、久慈川の特徴的かつ歴史的な景観を形成するとともに、水害防備保安林として位置づけられている竹林の保全に努めます。

続きまして、6ページでございます。

6ページからは、「河川の整備の実施に関する事項」といたしまして、河川の工事と河川の維持に分けて、河川管理施設の機能の概要について記載しております。

まず、河川の工事についてでございます。

3行目でございます。

河川の整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ります。

また、3. 1. 1からは、対策内容を7つに区分いたしまして、それぞれその概要を記載しております。

まず、堤防の整備につきましては、8行目から、堤防が整備されていない区間や、堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤、嵩上げ・拡築を行い

ます。

なお、洪水を安全に流下させるための堤防を整備し、津波、高潮による被害の発生の防止を図って参ります。

(2) 河道掘削、(3) 浸水防止対策、(4) 浸透対策、また、7 ページに行きまして、(5) 地震・津波遡上対策、(6) 内水対策、(7) 危機管理対策と整理しております。

続きまして、8 ページでございます。

8 ページも、河川の工事に関する事項のうち、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項についての河川管理施設の機能の概要について記載しております。

4 行目でございます。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査検討を行います。

続きまして、河川環境の整備と保全に関する事項についてです。

8 行目、河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全を行います。

その対策は、(1) 水質の保全、(2) 自然環境の保全と再生、(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保の3つに区分して記載しております。

続きまして、9 ページでございます。

9 ページからは河川の維持のうち、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項について記載しております。

まず、4 行目でございますが、河川の維持管理にあたっては、久慈川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「久慈川河川維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行います。

また、その対策を7つに区分してありまして、(1) 堤防の維持管理、(2) 河道の維持管理、(3) 樋門・樋管等の維持管理、めくっていただきまして、(4) 「許可工作物の機能の維持」、(5) 「不法行為に対する監督・指導」、(6) 「河川等における基礎的な調査・研究」、(7) 「地域における防災力の向上」について記載しています。

続きまして、11 ページでございます。

河川の維持について、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項につ

いてまとめております。

4行目でございます。

河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。

6行目でございます。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩化物イオン濃度等の水質を監視し、流量変化を考慮した低水管理を実施します。

9行目でございます。

渇水対策が必要になる場合は、関係水利使用者等で構成する「久慈川渇水調整協議会」等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあつせん又は調停を行います。

下段は、河川環境の整備と保全に関する事項でございます。

13行目でございます。

河川周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等に配慮します。

このうち、対策を7つに区分しており、(1)水質の保全、めくっていただきまして、(2)自然環境の保全、(3)河川空間の適正な利用、(4)景観の保全、めくっていただきまして、(5)環境教育の推進、(6)不法投棄対策、(7)不法係留船対策、これらの事項について、取り組み内容をまとめています。

骨子についての説明は、以上でございます。

4. 当面の進め方について

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、引き続き、議事次第4について、説明をお願いします。

○常陸河川国道事務所 調査第一課長

議事次第4は、当面の進め方についてでございます。

お手元にお配りしております資料-3をごらんください。

本日、「久慈川河川整備計画（骨子）」の公表をさせていただいております。

ホームページ等で骨子の内容を公表しまして、郵送、ファクシミリ、電子メール等による意見の募集を行います。

意見募集の期間は、平成 28 年 9 月 9 日(金)から平成 28 年 10 月 11 日(火)までの約 1 カ月間となっています。

また、9 月 16 日(金)15 時から、第 2 回の久慈川河川整備計画有識者会議を予定しています。

会場は、茨城県薬剤師会館 3 階会議室を予定しています。

内容は、本日、ご説明した久慈川河川整備計画の骨子についてご説明する予定です。

以上です。

○常陸河川国道事務所 副所長

私どもが用意した資料は以上となります。

それでは、お示しさせていただきました資料の内容につきまして、何かございましたら、挙手の上、所属と名前の後にご発言いただこうと思います。よろしくお願いいたします。

茨城県さん、どうですか。お願いいたします。

○茨城県 鬼怒川流域緊急対策推進室室長代理

茨城県の河川課でございます。

本日、河川課長が議会のため、代理出席しております栗林と申します。よろしくお願いいたします。

茨城県河川課としましては、この整備計画の骨子の案につきまして異存はございません。

ただし、何点か、ご配慮いただきたい点がございしますので、発言させていただきます。

まず、1 点目でございますが、治水に関してでございます。提案させていただきたい内容とお願いでございます。

まず、現在、久慈川では、水防災意識社会再構築ビジョンに基づく久慈川・那珂川流域における減災対策協議会において、ハード並びにソフト対策が一体となった取組方針について議論が行われております。この議論の結果も踏まえた形、特にソフト対策につきましても内容を検討してはいかがでしょうかというのが 1 点。

また、6 ページのほうでご説明がありましたが、堤防の高さが不足している箇所の嵩上

げ・拡築、河道掘削に加えて、輪中堤や宅地の嵩上げ等の整備など、上下流の治水安全度のバランスをしっかりと確保した整備を着実に進めるとともに、計画にも位置づけていただきますようお願い申し上げます。

続いて、2点目でございますが、地震、津波の対策でございます。

東日本大震災におきましては、久慈川におきましても津波の遡上が見られておりますし、7ページでもご説明がありましたが、今後、南海トラフ等、巨大地震も想定されておりますので、水門操作につきましては、いざというときでもしっかりと操作されますよう、例えば自動化や耐震化対策、非常電源といったものの検討につきましてもぜひよろしくお願いしたいと思います。

続いて、3点目でございますが、自然環境の保全と再生についてでございます。

久慈川は全国でも有数の天然アユの遡上河川になっております。また、現状でも良好な瀬が形成されておまして、アユやサケの産卵場所も広い範囲で確認されていると聞いております。12ページのほうでもご説明がありましたが、良好な自然環境の保全と再生についても十分な検討をお願いいたします。

最後に、地元市町村さんとの合意形成についてでございます。

これまでも行政連絡会議の事前説明を開催していただくなど、地元市町村の意見を丁寧を確認していただいておりますが、今後、久慈川河川整備計画（骨子）の意見募集も始まりますので、引き続き、丁寧な合意形成にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。日立市さん、いかがでしょうか。

○日立市 副市長

日立市から、前回の連絡会議でいろいろ申し上げさせていただきましたが、きょうの骨子案を見ますと、久慈川の利活用と安全整備について、きめ細かくご配慮いただいているという点が見えておまして、大変ありがたいことということで、お礼申し上げます。

ただ、一方で、渇水期に関する記載のところでございますが、この骨子の中では、久慈川の水位が下がったときにおきる塩害についての記載がないと思っております、日立市

におきましては、実際に今年度も既に3回、土堰堤の設置作業を行ったところでございます。先日の台風7号が来なければ、4回目を実施する予定でございましたが、こちらは幸いにも設置せずに済んだという感じでございます。

つきましては、このような問題が起こっているということを前回申し上げたわけですので、なかなか難しいと思いますが、これの対策を検討していくという意思表示としての記載をしていただければありがたいと思っております。

それから、大震災以降、毎年、塩分遡上に伴う取水制限、土堰堤設置の判断を迫られているわけでございますが、この状況は今後も当分の間、続くのではないかと考えておまして、できれば、先ほども言いましたが、常時、取水可能となるような根本的な対策について、研究をしていくという姿勢を見せていただければありがたいと思っております。

それから、先ほど県からもありましたが、7ページの6行目にございます水門の自動化に関連することですが、現在、日立市では2名の操作員と契約しておまして、定期的な点検と、洪水時に操作を行っていただいているところなのですが、ただ、この操作員は2名とも非常に高齢になっている。経費については国から出していただいておりますが、高齢になっているということと、今後、後継者が見つかるかという問題がございます。また、操作のために外出するという状況の中で、安全性などを考えますと、ぜひ早期にこの操作の自動化を図っていただければと思っております。

それから、津波に関する対策のところに、水門の自動化についての記載もあるわけでございますが、樋門・樋管の自動化に関しても、例えば、9ページの17行目からの河川管理施設の維持のところなどに入れていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続いて、常陸太田市さん、どうですか。

○常陸太田市 用地課長

常陸太田市建設部用地課の課長の根本です。

本日、副市長が会議により出席できませんので、代理で発言させていただきます。

まず、久慈川につきましては、自然豊かな景観と環境を有し、生活基盤、社会基盤であ

ります水道用水、工業用水、農業用水と、流域住民に欠くことのできない重要な河川であると認識しております。

その一方で、集中豪雨等になりますと増水となり、洪水が起きないかどうかということで生活に不安を感じるのも事実であります。

今回の骨子に関しましては、基本的に了解している状況であります、その中で、2点ほど発言させていただきたいと思います。

1つは、骨子3ページの6行、7行目にある目標のところですが、河道内竹木について、久慈川の現状と課題の9ページに、災害の発生の防止又は軽減についての方針という形で、流下能力を確保するため、河道掘削とあわせ、洪水の流下に支障を与えるような水害防備林については伐開するという方針がございます。骨子の目標でございますので、抽象的に概略だけ表記している状況であります、当市の久慈川流域であります地元町会長から、河道内竹木について、洪水時には流下の阻害になるのではないかとということでの要望も受けておりますので、本文のほうにはより明確に反映させていただきたいと考えております。

2点目でございますが、骨子の10ページの16行目、の(7)地域における防災力の向上についてです。

ここの記載としまして、迅速かつ的確な避難行動と表記があるわけでございますが、そのためには、一方で、行政関係機関における的確・正確な情報伝達が必要であると考えております。昨今の自然災害におきましては、避難指示がどのようなであったのかということで、行政の責任が強く求められている状況がございますので、こちらも本文のほうにはより明確に反映させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続いて、常陸大宮市さん、どうですか。

○常陸大宮市 副市長

常陸大宮市の副市長でございます。よろしくお願いいたします。

私どもも、骨子案については、特に異存はございません。

ただ、何点か、要望といたしましうか、力を入れてほしいというところでございますが、

まず1点目は、対象期間が30年間という長期の期間を設定されておられますが、堤防の整備、河川掘削等は大変重要な目の課題でもありますので、何とぞスピーディーな対応方をよろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、河川環境の整備と保全ということで、8ページあたりにいろいろ表記がございますが、私ども、久慈川の辰ノ口のすぐ上流に、「かわプラザ」という道の駅を3月25日オープンさせていただいて、今、川が見られるということでお客さんがたくさん来られまして、私ども、意外な反響に大変うれしく思っているわけですが、そういった面で、改めまして、自然環境の保全について、何とぞよろしくお願いいたしますと思います。

私ども常陸大宮市は、久慈川、那珂川、2川抱えておりますが、いずれもアユが大変たくさんとれる川でございます。そういった自然を大事にしながらの整備に心がけていただきたい。既書いてあることでございますが、そういったことを重ねてお願い申し上げる次第でございます。

最後に、骨子案については、これからいろいろな意見募集をされるところでございますが、川を一番よく知っておるのは住民の方、地元の方でございますので、ぜひとも住民の意見あるいは要望等も反映できるような計画にしていいただければありがたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

続きまして、那珂市さん、どうですか。

○那珂市 副市長

那珂市の副市長の宮本といいます。よろしくお願いいたします。

私どもも、この骨子案につきまして異論はございません。

そういう中で、3点ほど、お願いといいますか、要望等をしておきたいと思っております。

まず1点目は、2ページ目に書いてありますように、この対象期間は30年ということで作成ということでございますが、ここにも書いてありますように、昨今の異常気象を踏まえまして、柔軟に適宜の見直しを改めてお願いしたいと思っております。

あと1点でございますが、先ほど常陸太田市さんからもお話がありましたように、河道

の機能の維持管理ということから、河道内の樹木がかなり繁茂しているところが多いということで、これが洪水時に流下の阻害になっているということが懸念されております。

また、不法投棄のごみが洪水時に流れまして、川底の浅いところにたまって、山のようになっているという状況が那珂市でも見受けられるわけですが、これも景観上、非常に悪い。これは地元からもいろいろな要望がありますが、景観上からも、これの適正な維持管理をお願いしたいというところでございます。

最後にもう1点でございますが、骨子案ができて、今後、具体的な整備計画を作成していくわけでしょうけれども、河川の整備や維持、環境の保全等につきまして、整備箇所については、自治体の意向を踏まえまして、整備計画の原案に詳細に盛り込んでいただきたいというのが我々の要望でございます。

以上でございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

東海村さん、お願いします。

○東海村 都市整備課課長補佐

東海村といたしましては、骨子案に対して異存はございません。

洪水などに関しては、末端ということもありまして、高潮などの発生のときに、たまたま洪水が一緒になるということになりますと、東海村としても洪水の危険性はあるということで、そこら辺も調査研究していただければと思います。

あとについては、前回のとおりのことを考えていただければ助かるということでございます。

以上です。

○常陸河川国道事務所 副所長

ありがとうございました。

それでは、皆様からご発言いただきましたので、常陸河川国道事務所からコメントをさせていただきます。

事務所長、よろしくお願いします。

○常陸河川国道事務所 事務所長

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

ただいま、茨城県さんおよび各自治体さんより、河川整備計画策定に関して、治水面、利水面、環境面、計画全般について、さまざまなご意見をいただきましたので、観点を整理しまして、事務所としての考え方を説明させていただきたいと思います。

皆様から意見をいただきましたことを集約いたしますと、大きく7項目ぐらいにまとめられると考えてございます。

まず、計画全般に関することが大きく1点、治水に関することが4点、利水に関することが1点、環境に関することが1点とっておりますので、順次、ご説明させていただければと思います。

まず、計画全般についてということで、那珂市様からご意見をいただきました。整備計画の対象期間は30年だけれども、昨今の気象状況を踏まえて適宜見直しを、ということでございます。

これは、平成9年の河川法改正の大きな理念の1つでございます。今まで一本立てだった工事実施基本計画を、河川整備基本方針、整備計画の二本立てにして、整備計画は、中期的20年から30年で目標を設定し整備する計画をつくりませんが、これは状況を踏まえながら適宜見直していくということが法改正の大きな理念になったわけでございます。それにのっとって対応していく。そこをしっかりとやっていけということかと思っております。ご指摘を踏まえて、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

また、那珂市さんから、自治体の意向を踏まえて、詳細な整備箇所についての記載を、ということでございます。

各自治体さんからのご意見を参考にしながら、的確な計画づくりを進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

茨城県さんおよび常陸大宮市さんから、計画策定にあたっては、地元市町村との合意形成について、引き続き、丁寧な対応をしていただきたいということ、また、常陸大宮市さんからは、住民の意見を反映した計画となるようにということでございます。

住民意見の反映と市町村の皆様との合意形成はこの場でやっております。住民のほうについては、意見募集、公聴会といったプロセスをこれからとらせていただくということでございます。こういった手続を進めていく中で、的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、治水関係で4点ほど、ご意見をいただいております。

まず、治水全般ということで、茨城県さんから、堤防整備、河道掘削だけでなく、輪中堤、宅地の嵩上げ、水防災対策もしっかり進めていただいて、計画にも位置づけていただきたいというご意見、常陸大宮市さんからは、堤防整備、河道掘削は大変重要なので、30年の計画であるけれども、スピーディーに対応していただきたいというご意見を頂戴しております。

治水対策につきましては、現在も事業を実施しているわけでございます。その事業の実施状況を踏まえて、計画に盛り込んでいくことはもちろんでございますし、今後30年を見据えてという計画になるわけでございますので、計画的な整備を進めていく。その際には、効果を早期に発現していくという観点。こういったものをしっかり踏まえながら、計画づくりを進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

また、県さんからは、地震・津波対策という観点、日立市さんからは、操作員の高齢化という観点から、施設操作の自動化あるいは耐震化、バックアップの電源整備といった検討も、ということでご意見を頂戴しております。

まず、津波対策としての施設の自動化でございますが、津波遡上区間の樋門の操作の自動化につきましては対応しております。今後、耐震対策、電源の整備などにも、必要に応じて取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、高齢者対応ということで、操作を確実化する、あるいは操作のバックアップ機能を持つという意味からの自動化あるいは操作の遠隔化は非常に重要な観点かと認識しているところでございます。対応していくべき問題と認識してございますので、これも取り組みを進めてまいりたいという趣旨から、整備計画への反映ということについて、今後検討していきたいと考えているところでございます。

4点目といたしまして、治水対策を図る上での河道内樹木の伐採につきましては、常陸太田市さんからご意見を頂戴しております。地元の町会長からも伐採の要望を受けておられるということでございました。

こういったご意見は我々も把握しているところでございますが、頂戴いたしましたご意見の趣旨を踏まえて、整備計画への盛り込み方について検討してまいりたいと考えてございます。

それから、治水のソフト対策の面で、茨城県さん、常陸太田市さん、常陸大宮市さんからそれぞれご意見を頂戴しております。

9月1日に開催させていただきました久慈川・那珂川流域における減災対策協議会で、大規模な水害に対する減災の取組方針を取りまとめさせていただいております。その内容を反映させていく。これはハードにも、ということでご意見がございました。ソフトにも同様に、ということでご意見をいただいております。

また、その際には、正確な情報伝達が特に重要になるので、そこは計画の中にしっかり反映していただきたいということでご意見がございました。

これにつきましては、協議会の取組方針も踏まえながら、河川整備計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

その際の確実な情報伝達は、ソフト対策のかなめとなるものかと考えてございますので、ご意見をしっかり反映させていきたいと考えているところでございます。

それから、利水の観点で日立市さんから、渇水時の塩害への対応ということでご意見を頂戴しております。

渇水時にも安定的な取水を確保することは、河川管理上、非常に大切な観点でございますので、そういったことにしっかりと取り組んでいくという基本的な考え方は計画の中に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

また、具体的な対策についての研究を、というご意見も頂戴しております。

今年、久慈川の水が少ない期間、日立市さんで、かなり長期間におよびまして、非常に苦労されて毎日の取水をされていたのは、私どもとして十分把握させていただいているつもりでございます。取り組まなければならない今後の課題と認識しているところでございますが、どのようなことができるのか、なかなか難しい面もございまして、直ちに計画に反映というところまではいかないと思いますが、今後とも、日立市さんと共同しながら、調査研究を進めていければと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

最後、7点目、自然環境の保全と再生という点、特にアユ・サケの育成、遡上、産卵といったところからのご意見をいただいております。

ご案内のとおり、河川環境の整備と保全は、河川整備計画策定にあたっての大きな柱の1つでございます。ご指摘の内容を踏まえながら、的確な計画づくりを進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、今後とも、皆様のご意見を頂戴しながら、より適切な計画づくりを進めてまいりたいと考えてございます。引き続きのご協力、積極的なご意見等をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○常陸河川国道事務所 副所長

ただいまいただきましたご意見に関しまして、コメントをさせていただいたところですが、そのほか、全体を通じて何かございましたら、ご発言いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○常陸河川国道事務所 事務所長

すみません。1点言い忘れました。東海村さんから、洪水と高潮との同時発生についての調査研究を、ということでございました。

この点につきましては、以前から言われている問題でございますが、どのような条件下で起きるのかなど、なかなか難しい面もございます。これにつきましても、直ちに計画に反映というところまではちょっと厳しいと思いますが、日立市さんの取水の問題と同様に、調査研究を進めていければと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○常陸河川国道事務所 副所長

追加のコメントがございましたが、皆さん、よろしいでしょうか。

また、本日、いろいろご意見をいただいたところでございますが、さらに何かございましたら、お手数ですが、書面等で事務局に提出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

5. 閉会

○常陸河川国道事務所 副所長

それでは、これをもちまして、第2回久慈川河川整備計画行政連絡会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —